

2024年1月15日



PRESS RELEASE

令和6年能登半島地震により被害を受けたエルモ製品の特別修理対応について

2024年1月4日より開始

令和6年1月に発生しました令和6年能登半島地震により被災されましたみなさまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興することを心よりお祈り申し上げます。

テクノホライゾン株式会社(STANDARD:証券コード 6629)(本社:名古屋市南区千竈通二丁目13番地1 代表取締役社長:野村 拡伸)は、一日も早く活動を再開していただけますよう、この度の震災により故障を生じてしまった、ご愛用のエルモ製品の修理に関して、特別料金にて対応することをお知らせいたします。

■ 実施概要

【実施期間】

2024年1月4日～2024年7月31日

【対象エリア】

災害救助法適用の地区(2024年1月4日現在)

新潟県、富山県、石川県、福井県 35市11町1村

※適用地区につきましては、「内閣府 防災情報のページ」災害救助法の適用状況をご覧ください。

内閣府 防災情報のページ 災害救助法の適用状況:

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

【対象製品】

令和6年能登半島地震により被災した修理可能なエルモ製品

※製品の状態によっては修理が困難な場合がございますのであらかじめご了承ください。

※販売終了モデルにつきましては修理部材の関係で修理対象外となる場合がございます。

※物流や修理部品調達状況によって修理対応手配が遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※学校・教育機関向け3S対象センドバック修理の場合は無償にて対応いたします。

※経年劣化など、今回の地震を原因としない修理は対象外となります。

【特別料金の内容】

上記、実施期間中の対象エリアの対象製品については特別料金の内容にて対応いたします。

※電子黒板の修理対応につきましては修理費用の他に別途出張費が発生いたします。

■ 修理お問い合わせ先

ご不明点、詳細は弊社ウェブサイトよりお問い合わせをお願いいたします。

お問い合わせ時に「能登半島地震修理品」とご記載いただけますとスムーズです。

テクノホライゾン エルモ製品修理問い合わせ

<https://www.elmo.co.jp/contact/repair/>

- ELMO ロゴは、テクノホライゾン株式会社の商標です。 -その他の名称や製品名は各社の登録商標または商標です。
 - 本プレスリリースの内容は発表日現在の情報です。予告なしに変更される可能性がある旨予めご了承ください。
-

【この件に関するお問合せ先】

ELMO

テクノホライゾン株式会社 ELMO ジャパン事業本部 教育事業企画部
電話:052-811-4465 FAX:052-811-5142 住所:愛知県名古屋市南区塩屋町 1-3-4
e-mail:ict@elmo.co.jp
